

「妊娠・出産」「育児休業」に関するQ&A

- Q. 下の子どもの「妊娠・出産」を理由に、「新規」で申し込んでいます。上の子はどのくらい在園できますか？
- A. 2号認定・3号認定をご希望で、認定事由が「妊娠・出産」で入園する場合には、出産予定日（月）を除く2か月前から、予定日の3か月後の末日までの合計6か月間です。

【例】

出産予定日	認定（入園）期間
6月15日	4月1日 ~ 9月30日

- Q. 出産予定日が7月2日で、10月末まで「妊娠・出産」で認定を受けました。その後、予定日より早く6月20日に出産となりました。認定期間は変更になりますか？
- A. 予定日より早く出産した場合も、当初の予定どおりの期間を「妊娠・出産」で認定します。

- Q. 現在、「育児休業中」ですが、「新規」で入園申込ができるのですか？
- A. 新規で入園の場合、「1号認定で幼稚園」または「認定こども園（教育部分）」に入園することができます。
育児休業中は、家庭での保育が可能な状況であると判断されるため、「育児休業」を理由に保育認定（2号認定・3号認定）を受けて、「保育園」または「認定こども園（保育部分）」に新規で入園することはできません。
しかし、育児休業から、就労に復帰する場合には、「育児休業から復帰する日が属する月の前々月の1日から「就労」を理由に保育認定を受けて入園することが可能」です。

- Q. 現在、上の子が在園中です。今後、出産をひかえており、出産後は育児休業を取得する予定です。この場合、上の子は退園しなければならないのですか？
- A. 育児休業取得前に、既に上の子が入園している場合に限り、（2号認定・3号認定でも）継続して入園が可能な場合があります。
この際には、「育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書」・「育児休業の取得、復職予定日の記載されている就労証明書」の提出により、保育の必要性があるか判断します。
保育の必要性があると判断された場合、上のお子さんが在園できる期間は、「生まれたお子さんが満1歳に達した月が属する末日まで」です。

- Q. 「育児休業」が令和6年6月に終了します。令和6年4月からの入園は難しいですか？
- A. 慣らし保育の観点から、「復帰する日が属する月の、前々月の1日から入園が可能」です。その際の認定事由は4月から「就労」となります。時間区分（短時間、標準時間）については、「就労証明書」に記載された「1か月間の就労時間」と「教育・保育給付認定申請書」に記載された「通勤時間」から判断します。
09月の一斉申込み時点で、「復帰予定日」と「復帰した際の1か月間の就労時間」が確定している場合には、「復帰後の就労条件」が記載された「就労証明書」を提出してください。
なお、「復帰後の就労条件が未確定の場合」は、「育児休業（予定）期間」のみ記入された「就労証明書」を提出してください。その後、「復帰予定日」と「復帰した際の1か月間の就労時間」が確定してから、確定した条件が記載された「就労証明書」を改めて提出してください。

	復帰日	入園可能日
【例1】	6月15日	4月1日
【例2】	7月20日	5月1日

Q. 現在は、「就労」で認定されています。今後、出産をひかえており、産前産後休業の取得、育児休業に入る予定です。認定事由は「就労」のままですか？

A. 9月の一斉申し込み時点では、現況届に「就労証明書」を添付して提出してください。認定事由が、「就労」から「妊娠・出産」へ、さらに「育児休業」へと変更になると、その都度、変更申請が必要となり、教育・保育給付認定変更申請書の添付書類も、認定事由に応じて変わります。
ただし、勤務先が証明した「就労証明書」の内容から、「産前産後休暇期間」、「育児休業期間」を証明できる場合は、「妊娠・出産」から「育児休業」に変更する際の「変更申請書」の提出が省略できます。「育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書」の提出が併せて必要になります。

【例】

出産予定日	令和6年3月7日
産前産後休暇	令和6年1月25日から令和6年5月2日まで
育児休業	令和6年5月3日から令和7年3月6日まで



この場合

認定期間	認定事由	提出書類
令和6年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」P28~P29 「就労証明書」P36~P39
令和6年2月1日から令和6年5月31日まで	妊娠・出産(標準時間)	「変更申請書」P44~P45 「母子手帳の写し」 「申立書」P40 「就労証明書」P36~P39 「利用継続申立書」P41
令和6年6月1日から令和7年3月31日	育児休業(短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、「就労」から、「妊娠・出産」へ変更した際に提出された「就労証明書」で、「育児休業の期間が証明できる場合」には、「変更申請書」の書類提出を省略することができます。
令和7年4月1日から	就労	「変更申請書」P44~P45 「就労証明書」P36~P39 (「復帰日」及び「復帰後の就労条件」が記載されているもの)

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162,1163,1165)にお問い合わせください。

